

大学を公立化する場合の運営形態ごとの比較

		公立(直営)		公立大学法人		
		一部事務組合 ※	県又は市単独	一部事務組合 ※	県・市の共同設立	県又は市単独
運営	一部事務組合の設立	新たに組合の設立が必要 ・ 県、市の協議により規約を策定 ・ 総務大臣の許可が必要 ・ 議会及び総務部門等が必要	—	新たに組合の設立が必要 ・ 県、市の協議により規約を策定 ・ 総務大臣の許可が必要 ・ 議会及び総務部門等が必要	—	—
	公立大学法人への出資	—	—	一部事務組合が資本金を出資	県、市が資本金を出資	県又は市が資本金を出資
	関与度	一部事務組合が直接関与 ・ 県、市の調整が必要	県又は市が直接関与	直営に比べて自主自律的 ・ 中期目標及び評価を通じて一部事務組合が関与 ・ 県、市の調整が必要	直営に比べて自主自律的 ・ 中期目標及び評価を通じて県、市が関与 ・ 県、市の調整が必要	直営に比べて自主自律的 ・ 中期目標及び評価を通じて県又は市が関与
	教職員の身分	公務員		非公務員		
	負担	一部事務組合が負担 ・ 県、市から一部事務組合に対する負担金を支出	県又は市が負担 ・ 大学運営に関わらない団体が負担をする場合は協議が必要	一部事務組合が負担 ・ 県、市から一部事務組合に対する負担金を支出	県、市が負担 ・ 県、市の負担割合の協議が必要	県又は市が負担 ・ 大学運営に関わらない団体が負担をする場合は協議が必要
財政	支出形態及び方法	直接支出		運営費交付金を支出		
	一部事務組合の経費	一部事務組合の議会及び総務部門等の経費が必要	—	一部事務組合の議会及び総務部門等の経費が必要	—	—

※ 一部事務組合：2つ以上の地方公共団体が、その事務の一部を共同処理するため設ける地方公共団体
(例) 広域消防、ごみ処理、病院など